（公社）奈良県トラック協会　適正化事業情報誌　VOL. 27

あすか

Asuka

公益社団法人　奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関
〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6
TEL.0743-23-1200㈹　FAX.0743-23-1212
http://narata.or.jp

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和２年４月２４日
自 動 車 局 貨 物 課

トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました

～ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ～

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

１．背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました（※）。

※①・②については令和元年 11 月１日に、③については同年７月１日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和６年度から年間 960 時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

２．概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年２月 26 日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び４月１４日付けの同審議会からの答申（※）を踏まえ、本日、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました（詳細は別紙「概要資料」を参照ください）。

※参考：運輸審議会答申（報道発表）
https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

今後、トラック運送業における取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、トラック事業者及び荷主向けに広く周知等を行ってまいります。

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局貨物課　柳瀬、吉見、山城
TEL：03-5253-8111（内線：41333、41323）、03-5253-8575（直通）　FAX：03-5253-1637

標準的な運賃の趣旨・目的の全体像

「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的としたものであり、令和６年３月３１日までの時限措置です。

○　トラックドライバーは、他の職業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、その担い手不足が大きな課題となっています。

○　その背景には、「荷主との交渉が難しい」、「不当に低い運賃で運送する者がいる」などを理由として、必要なコストに見合った対価を収受できないという実態があります。

○　トラックドライバーについては、働き方改革関連法に基づき、令和６年度から年９６０時間という時間外労働の上限規制が適用されるため、こうした課題の解決が不可欠です。

○　このようなことを踏まえ、ドライバーの労働条件の改善を図り、もって国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、平成３０年に、議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すための「標準的な運賃の告示制度」が創設されました。【令和６年３月までの時限措置】

ドライバーの労働環境改善が大きな課題

○全産業平均に比べ、労働時間は約2割長く、年間賃金は約2割低い。

○令和6年度には「働き方改革関連法」に基づき、年間960時間という時間外労働の上限規制が適用。

必要なコストに見合った対価を収受できていない

○荷主との交渉が難しいことなどを背景に、適正な運賃が収受できず、人件費や車両費を確保できない。

○このため、持続的経営を行うための参考となる運賃が必要。

法律を改正し、標準的な運賃を告示

○運送事業者の交渉に資するよう、また、適正な原価等の計算に資するよう、改正された法律に基づき、標準的な運賃を告示。

持続的な経営により、ドライバーの労働条件を改善し、物流を維持

○運送事業者が実際に荷主と交渉を行ったり、原価計算に基づき適正な運賃料金を収受することにより、持続的な経営を確保。

1　標準的な運賃の基本設計

標準的な運賃の基本設計①

○　標準的な運賃は、①ドライバーの労働条件を改善するとともに、②貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、その担う貨物流通の機能の維持向上を図ること、を目的として、能率的な経営の下における適正な原価と適正な利潤を基準として、国土交通大臣が望ましい水準の運賃を示すものです。

○　標準的な運賃は、以下の図のように、適正な原価（変動費・固定費）に、適正な利潤を加えることにより算出しており、割増料や諸料金は、運賃とは別に収受していただくことを想定しております。

距離制・時間制運賃（タリフ表）

変動費	○走行距離に比例して発生する費用 ○「１ｋｍ走行あたりの変動費」に走行距離を乗じる 【例】運行費、トラックドライバー人件費（時間外労働分）等	個社への原価調査や統計に基づき、距離帯、時間帯に応じた変動費を算出
固定費	○走行距離に関係なく発生する費用 ○「一時間あたりの固定費」に拘束時間を乗じる 【例】車両費、自動車関連諸税、保険料、トラックドライバー人件費（所定内労働分の賃金、福利費等）	個社への原価調査や統計に基づき、距離帯、時間帯に応じた固定費を算出
利潤	○事業の持続的な経営を行い、成長していくために必要な適正な利潤	自己資本額に対する適正な利潤額として、持続的な経営に必要な一定額を算出
割増料・諸料金	【例】高速道路利用料、フェリー利用料、駐車場利用料、宿泊費用、燃料サーチャージ、附帯業務料、待機時間料　等	実費額を収受することを基本としつつ、必然的に生じる待機時間に対する費用については一定の配慮

【参考：改正された貨物自動車運送事業法における標準的な運賃に関する規定】

附　則

（標準的な運賃）

第一条の三　平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、事業用自動車のトラックドライバーの労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならない。

標準的な運賃の基本設計②

○　標準的な運賃は、以下の設計方針のとおり、貸切の運送を前提として、地方運輸局等ごとに作成しています。

（１）運賃表の基本・・貸切（チャーター）を前提として、①距離制、②時間制の双方の運賃表を策定。
また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

（２）地域差・・・・・人件費や物価の地域差を考慮し、地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

（３）車種等の違い・・車格別（2t, 4t, 10t, 20t）について設定。また、ドライバン型のトラックを基準として算出。　※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定。

（４）運賃と料金・・・料金（高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、運賃表とは別に項目を規定。待機時間料は、30分を超える場合の１時間当たりの標準的な料金を設定（30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

Ⅰ　距離制運賃表

関東運輸局

（単位：円）

キロ程＼車種別	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770

【上記（１）関係】
時間制と距離制の２形式の運賃があります。

【上記（２）関係】
人件費や物価の差を考慮し、地方運輸局等ごとに策定しています。

Ⅱ　時間制運賃表

（単位

種別			車種別＼局別	小型車（2tクラス）	中型車（4tクラス）	大型車（10tクラス）	トレーラー（20tクラス）
基	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61
			東北	29,970	36,050	47,170	59
			関東	39,060	45,790	57,900	72
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61
			中部	35,710	42,130	53,700	67
			近畿	35,580	42,040	53,710	67
			中国	32,420	38,640	49,950	62

【上記（３）関係】
代表的な車種別に、ドライバン型のトラックを基準に算出しています。

Ⅲ　運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前５時までに運送した距離	２割

Ⅳ　待機時間料

時間＼車種別	小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（10トンクラス）	トレーラー（20トンクラス）
30分を超える場合にお いて30分までごとに発 生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

Ⅴ　積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

（中型車：４tクラスの例）（トレーラー：20tクラスの例）

・小型車(２トンクラス)：～最大積載量２トン以下
・中型車(４トンクラス)：最大積載量２トン超～（～車両総重量11トン未満）
・大型車(10トンクラス)：中型車を超える車両（トレーラーを除く）
・トレーラー(20トンクラス)：牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの

【上記（４）関係】
運賃表とは別に、割増率や料金を規定しています。

2　標準的な運賃の算出上の考え方

標準的な運賃の算出上の考え方①

○　現在、トラック事業者の多くは、適正な水準の運賃が収受できない結果、「車両等への設備投資」や「従業員の賃金アップ」などが円滑に実施しにくい事業環境にあります。

○　このため、標準的な運賃の策定に当たっては、こうしたことができるようにするために必要な費用を適正な原価に含めるとともに、このような費用がドライバーの方々が全産業平均の労働時間並みに働くことにより回収することができるよう算出をしています。

①「十分に収受できていない」費用について（「運賃」関係）

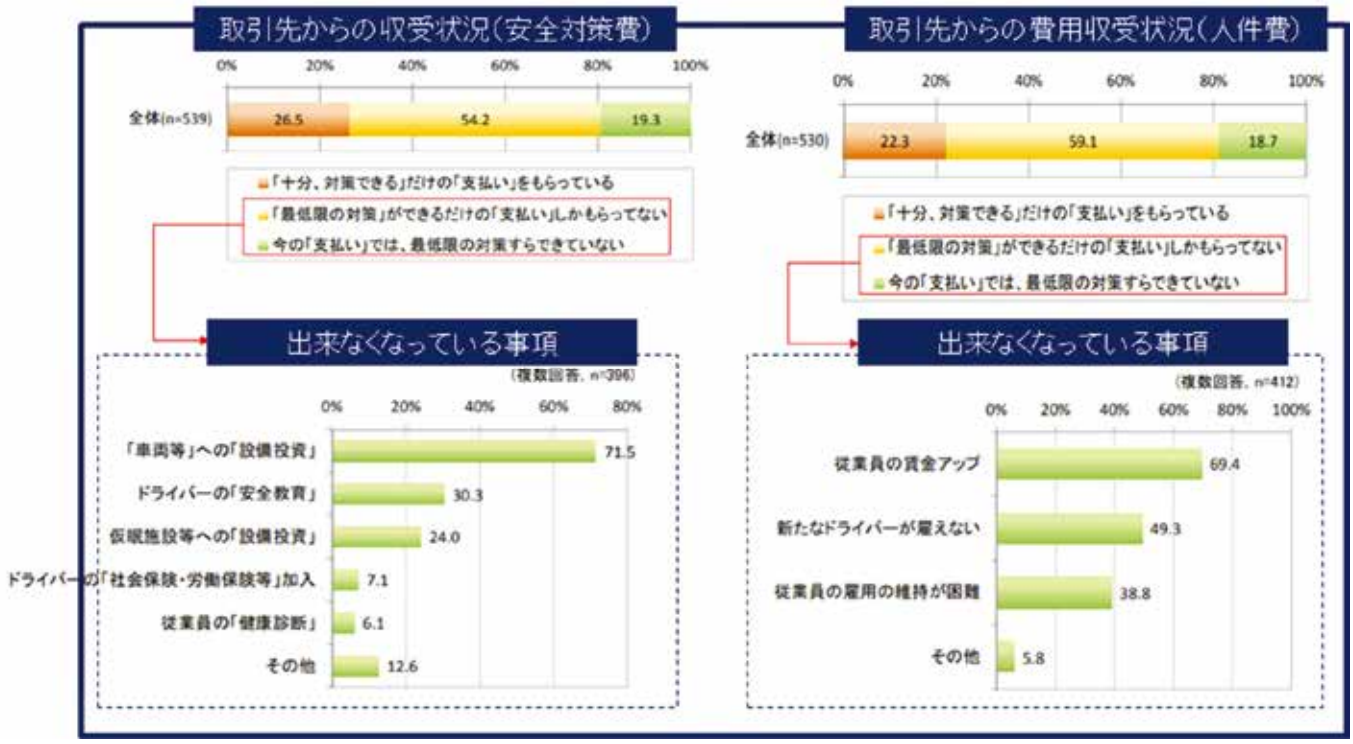

原価に含める

②「十分に収受できていない」費用について（「料金」や「割増料」関係）

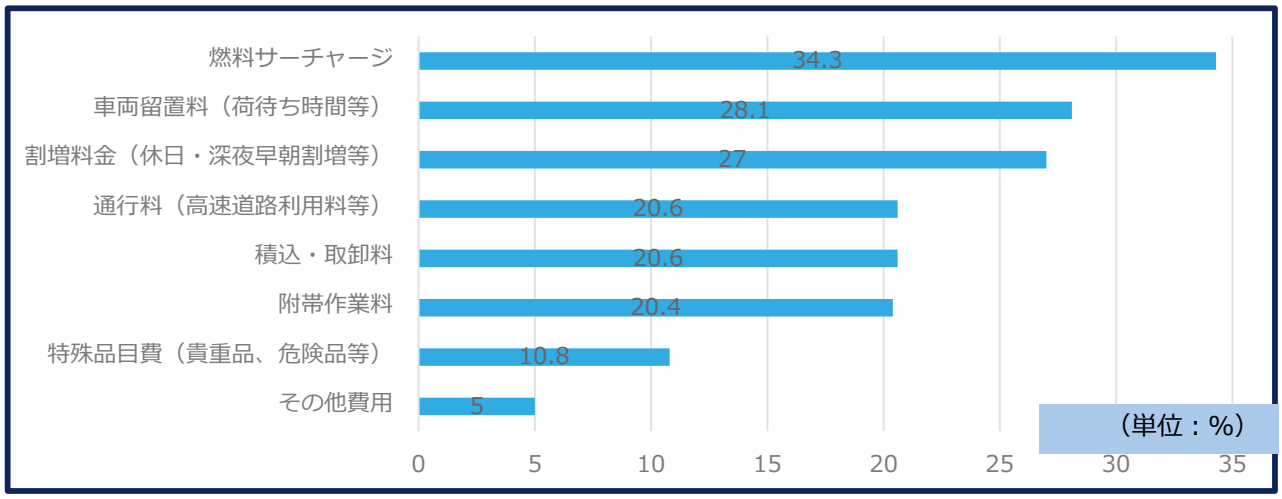

（出典）いずれも平成29年国土交通省・全日本トラック協会の調査による。

標準的な運賃の算出上の考え方②

○　標準的な運賃は、年間のトラック１台あたりの「運行費」、「車両費」、「人件費」、「間接費」、「その他費用」を「適正な原価」とし、さらに「適正な利潤」を加え、１キロ当たりの変動費に、また時間当たりの固定費に割り戻すことにより、最終的に１運行当たりの運賃を算出しています。

○　こうした原価・費用や利潤は、現在のトラックドライバーの平均労働時間（約2,600時間）ではなく、全産業平均の労働時間並み（約2,086時間）を確保できるよう算出しています。

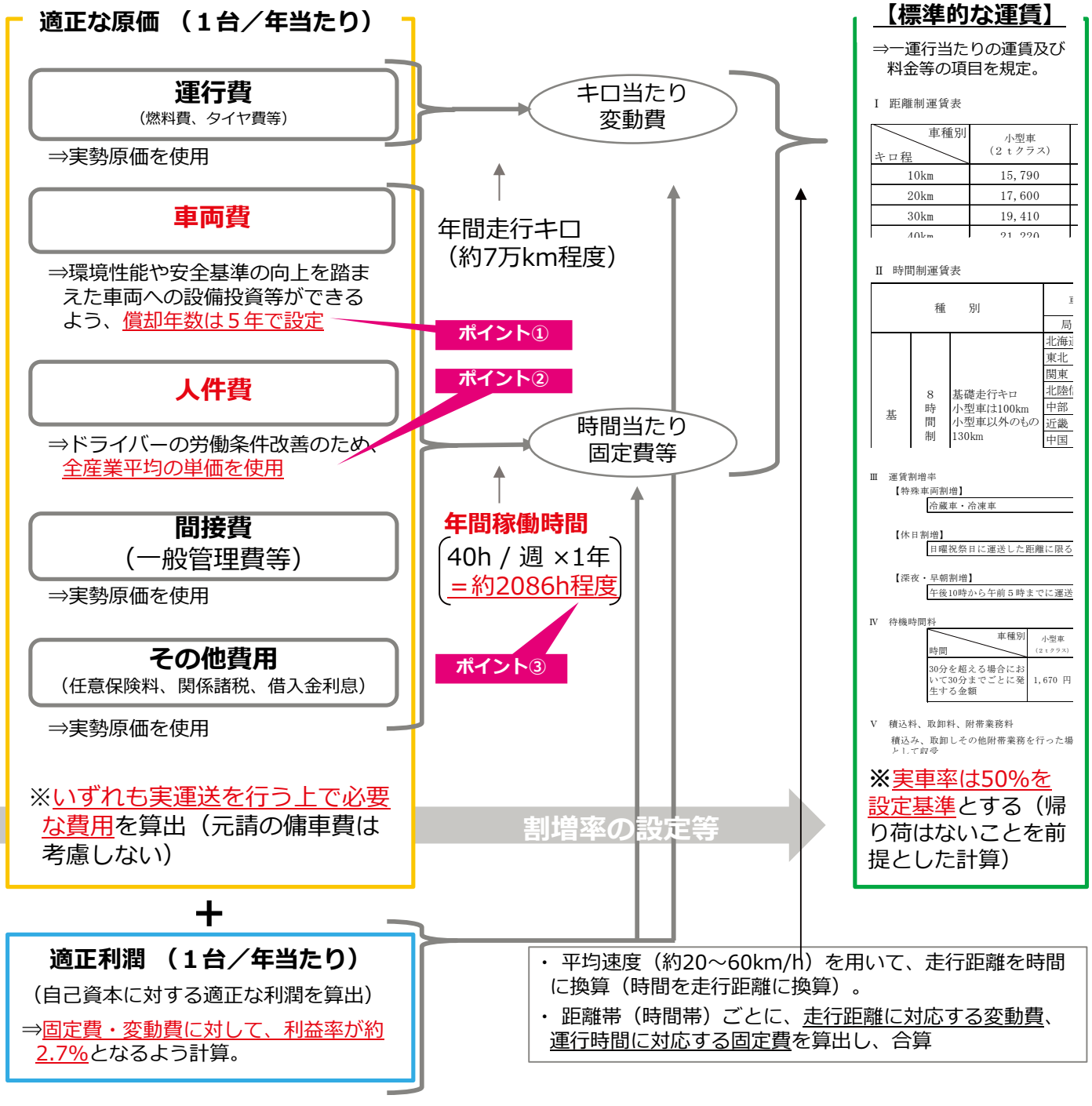

3　標準的な運賃の特性

「適正な原価」の算出に当たってのポイント

○適正な原価の算出に当たっては、一定の考え方の下に、車両費や人件費の計算を行っています。

○車両費は適正な車両償却を進めることができること、人件費は全産業平均並みの時間当たりの単価を確保でき、労働条件を改善できるよう計算を行っています。

ポイント①：下記のように、事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えを促すとともに、経営環境の維持・改善を図るという観点から、車両の償却年数は５年で計算しています。

【トラックの安全・環境性能の向上】

- 近年、①衝突被害軽減ブレーキ、②車線逸脱警報装置、③車両安定性制御装置といった一部のASV装置について装着義務付けされています。（例）車両総重量3.5トン超8トン以下の新車の場合、①と③については2018年11月から、②については2019年11月から義務付け開始
- 環境性能（新車排出ガス規制）については、2年から7年のスパンで変更が行われています。※GVW＝車両総重量

	新短期規制		新長期規制	ポスト新長期規制		平成28年度規制
規制開始年	平成15年	平成16年	平成17年	平成21年	平成22年	平成28年
対象車種	2.5t＜GVW≦12t	12t＜GVW	3.5t＜GVW	12t＜GVW	3.5t＜GVW≦12t	3.5t＜GVW

【車両に関するトラック運送業の実態】

- トラック運送業では、実態上、次のような事項について、５年で車両が償却等されることが前提。
  (1)パーツの劣化等を背景に、新車時から５年を境に車両の修繕費が増加
  (2)一般的にトラックの購入に係る融資への返済期間は５年
  (3)リース車両の半数は、５年のリース期間を経て入替え

ポイント②・③：トラックドライバーの長時間労働・低賃金の労働環境を是正するため、全産業平均の時間当たり単価と同水準の給与等が得られるよう、計算しています。

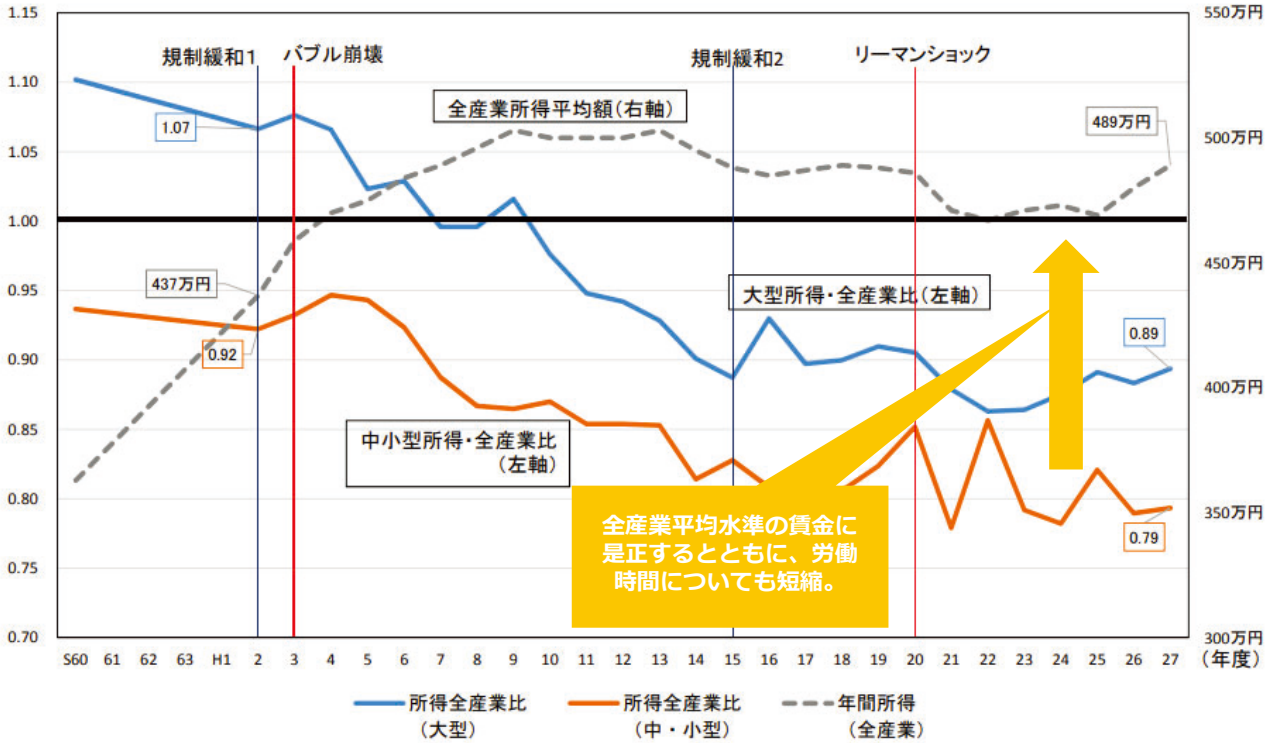

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省作成

＜　標準的な運賃のまとめ　＞

ここまでの内容をまとめると、標準的な運賃は以下のように設計されています。

運賃表の種類	● 距離制及び時間制の２種類の運賃表を策定。
地域差	● 人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位で運賃表を策定。
車型	● 代表的なバン型の車両を前提。
車種	● 代表的な分類として以下のとおり設定。 ・小型車(２トンクラス)：最大積載量２トン以下の車両 ・中型車(４トンクラス)：最大積載量２トン超かつ車両総重量11トン未満の車両 ・大型車(10トンクラス)：中型車（４トンクラス）を超える車両（トレーラー（20トンクラス）を除く。） ・トレーラー(20トンクラス)：牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの
対象となる運送契約	● 一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、運送事業者が車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提。
元請・下請の関係	● 標準的な運賃の計算に当たっては、いわゆる元請事業者の傭車費用等については考慮せず、実運送を行う場合に要する原価について計算を実施。
運賃と料金の考え方	● 原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとし、運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金（積込・取卸料、附帯業務料、有料道路利用料、フェリー利用料等）については、運賃表とは別に項目のみ規定。

実際には、以下の種類の運賃表を告示しています。

距離制運賃	時間制運賃

北海道運輸局	東北運輸局	関東運輸局	北陸信越運輸局	中部運輸局	近畿運輸局	中国運輸局	四国運輸局	九州運輸局	沖縄総合事務局

×

バン型			
小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（10トンクラス）	トレーラー（20トンクラス）

一般貨物自動車運送事業

Ⅰ　距離制運賃表

近畿運輸局

（単位：円）

車種別 / キロ程	小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500km を超えて 50km を増すごとに加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

に係る標準的な運賃

（令和２年４月 24 日告示）

Ⅱ　時間制運賃表

近畿運輸局

（単位：円）

種　別			小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は 100km 小型車以外のもの 130km	35,580	42,040	53,710	67,430
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は 50km 小型車以外のもの 60km	21,350	25,220	32,230	40,460
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10km を増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4 時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		3,400	3,560	3,810	4,510

Ⅲ　運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後 10 時から午前５時までに運送した距離	２割

Ⅳ　待機時間料

車種別／時間	小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

Ⅴ　積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

Ⅵ　実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ　燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

Ⅷ　その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

トラック運送事業者のための

新型コロナウイルス感染予防対策マニュアル【概要版】

●新型コロナウイルス感染症の主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい（呼吸困難）
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ（倦怠感）
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

厚生労働省コールセンター
電話番号 0120－565653（フリーダイヤル）
受付時間 9:00から21:00（土日・祝日も実施）

各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターのページのまとめ　（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●日常での感染症予防

手洗い・アルコール手指消毒

手洗いの前に爪を短く切って、時計や指輪は外しておきましょう

厚生労働省ポスターより

手洗いのタイミング

トイレから出た後は必ず手洗いを！

自分の癖、習慣を意識する

咳エチケット
咳やくしゃみをする時はマスク、ティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる
手でおさえてしまったら手洗いをする

粘膜から感染しやすいので、汚れた手で目や鼻をこすらない

●新型コロナウイルスに打ち勝つ　免疫力を高める生活

- 十分な睡眠
- 栄養バランスの取れた食事
- 生活習慣病の予防に心がける
- 生活のリズムはなるべく崩さない

- 適度な運動
- 疲れ、ストレスをためない
- 笑い、ユーモアを忘れない
- 禁煙、節酒

人混みを避けて散歩

職場で行う感染症対策

●それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の（ http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html ）【3.講じるべき具体的な対策】を加筆編集し、職場にて求められている各役割と、状況における感染予防対策をまとめました。事業場により多少ケースは異なりますが、実践に向けての参考にしてください。

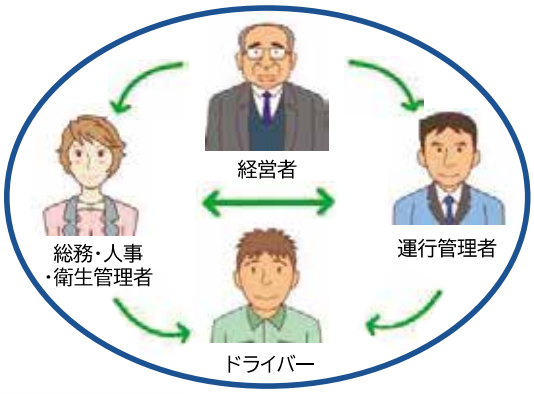

事業所（事務所内外・会議室・食堂・休憩室・トイレ）

〈手洗い・手指消毒・マスク装着の徹底〉

- ☐ 入退出前後の手洗い、手指消毒とマスク装着の徹底（水道設備や石鹸、消毒液等設置）
- ☐ 一定数以上の入室を避け、座席は近距離や対面を避ける
- ☐ 1時間に2回程度、数分間換気する
- ☐ 喫煙室の換気徹底と3密を避ける
- ☐ 共有物品（テーブル・椅子等）や、手が触れる箇所の定期的な消毒

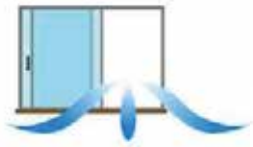
〈1時間に2回程度の換気〉

〈定期的な消毒〉

〈3密禁止〉

〈最低1mあけ、対面は避ける〉

- ☐ 外勤時はラッシュを避け、出張は不要不急の場合は見合わせる
- ☐ 会議やイベントは極力オンラインで行う
- ☐ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインを参照し、労働時間の適正な把握や作業環境の整備などに配慮する

〈テレビ会議〉

- ☐ 便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する
- ☐ 便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すように表示する
- ☐ ペーパータオルの設置や個人用タオルの持参

〈トイレ内の清掃と消毒〉

〈蓋を閉めて流す〉

〈ペーパータオルの設置〉

〈周知ポスターの掲示〉

- ☐ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、感染予防対策を周知する

職場で行う感染症対策

点呼・運行中・荷役作業中・車両・設備・器具

● 点呼

- ☐ 対面点呼では、適切な距離を確保
- ☐ アクリル板、透明ビニールカーテンの設置及び、換気の徹底
- ☐ 運行管理者は自身のマスク着用と点呼前後の手洗いを行うとともに、ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）ができているかどうかの確認を行う
- ☐ 可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調の確認
- ☐ 発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
- ☐ アルコール検知器の除菌、携帯型アルコール検知器の活用

〈アクリル板等を設置〉

〈体温測定〉

● 運行中・荷役作業中

- ☐ 2名以上が同乗する場合は、マスク着用
- ☐ 書類・荷物の受け渡しには、マスクや手袋を着用し、相手先との直接接触を減らすように努める
- ☐ 高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
- ☐ マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給
- ☐ 乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる

〈人との距離が十分ある時は、マスクをはずそう〉

〈体調に異変が生じたら無理せず連絡〉

● 車両・設備・器具

- ☐ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器の消毒
- ☐ 荷役機器や車両点検用工具など共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒
- ☐ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉する
- ☐ 作業服のこまめな洗濯

〈共有設備の消毒〉

〈汚物に触れずビニール袋に密閉〉

〈作業服はこまめに洗濯〉

感染者が確認された場合の対応

- ☐ 保健所、医療機関の指示に従う
- ☐ 速やかに地方運輸局等に連絡する
- ☐ 行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
- ☐ 人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する
- ☐ 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う

〈速やかに連絡〉

感染症への備え

1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」（企業の方向け）を参照してください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

上記には従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。 その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。

今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

2. 準備する備蓄品

品類	品目
感染防止用品	体温計（予備含む）
	マスク（不織布製）※原則使い捨てとし、1人1日1枚で 60日（2ケ月）分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋（薄いものと厚いもの）
	ゴーグル（目からの飛沫感染防止）
	設備・器具用消毒薬（消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム液）
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋（使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる）
	衛生管理者用感染防護服一式
薬品 （一般常備薬）等	解熱剤　※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬（傷薬）・整腸剤など
	冷却材（冷却枕・氷枕・水枕など）
	スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢（脱水）の症状があるときは、経口補水液（㈱大塚製薬、OS－1（オーエスワン））。

トラック事業者における感染症対策【解説】

熱中症とマスク

★暑い季節は、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先

ガイドライン第2版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

*環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」（ https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf）

点呼とアルコールチェック

★正しい除菌と使用方法

手指や検知器をアルコール消毒した直後の測定で、誤検知が散見されています。そのため、アルコール検知器協議会では、『アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒』という手順を薦めています。また、協議会ホームページにメーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。

アルコール検知器協議会
（ https://j-bac.org/topics/2020/95195/ ）

公益社団法人 全日本トラック協会

制作
NPO法人ヘルスケアネットワーク（OCHIS）

令和2年7月

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

① 法令遵守等
② 労働時間・休日
③ 心身の健康
④ 安心・安定
⑤ 多様な人材の確保・育成

の５分野について、基本的な取組要件を満たせば、「１つ星」認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「２つ星」、「３つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

＜申請者＞

バス（乗合、貸切）事業者
タクシー事業者
トラック事業者

※ 原則　法人単位（都道府県単位での申請も可能）

＜申請方法＞

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会（ClassNK）」が受付、審査及び認証手続きを実施。

※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
※ インターネットによる電子申請も可。
※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

＜料金＞

審査料：５万円（税別）／１申請あたり
（インターネットにより電子申請の場合、３万円（税別）に割引）
登録料：６万円（税別）／１申請あたり

＜申請受付期間＞

令和２年９月16日～12月15日

※ 翌年１月以降、審査結果を申請者に通知。

＜認証結果等の活用（予定）＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

＜参考＞

一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ
https://www.untenshashokuba.jp/
（申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧いただけます（申請案内書等のダウンロードもこちらから））

認証取得（登録証書発行）までの流れ

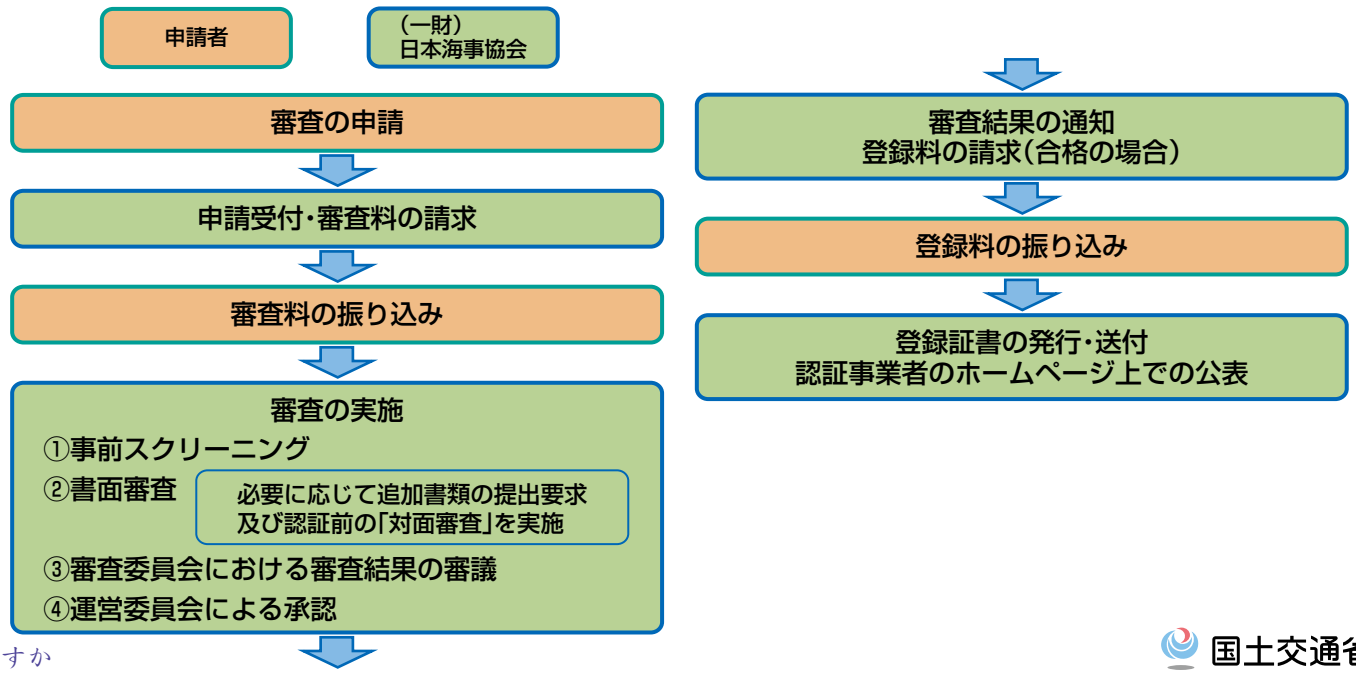

国土交通省